

# お知らせ なんたん



第83号(3の1)平成21年6月26日発行

## 今回のお知らせ内容

### 3の1枚目(緑色)

- 【表】・「ねんきん特別便・定期便」相談会を開催します  
・所得の申告はお済みですか？  
・8月から福祉医療費助成制度が変わります  
・食中毒から大切な家族を守って！！

- 【裏】・明るい選挙啓発ポスターおよび標語作品を募集します  
・京都府統計グラフコンクールの作品を募集します  
・平成21年度自衛官などの募集案内  
・南丹市やぎの花火大会についてのお知らせ  
・なんたんテレビ番組表(7月1日～15日)

### 3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・身体障害者・知的障害者相談員を紹介します  
・平成21年度南丹市グループワーク事業のお知らせ  
・日本脳炎予防接種について  
・南丹市食生活改善推進員養成講座の開催について  
・献血・骨髄ドナー登録にご協力ください  
・歴史・健康ウォーキング参加者募集
- 【裏】・『振り込め詐欺』にご注意ください！  
・平成21年度第1回「家族介護者教室」のご案内  
・平成21年度くらしの資金貸付のご案内  
・南丹市国際交流協会事務所オープンのお知らせ  
・京都医療科学大学 2009夏季公開講座  
・「森のキャンプ・いかだ下り」参加者募集  
・「寄せ植え」教室を開催します  
・緑の指導員の巡視にご協力ください  
・酪農体験と牛乳工場見学会を開催します  
・薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」  
・神経・筋難病個別相談のご案内  
・「府民交流会」を開催～「明日の京都」を地域で考えます～  
・サマージャンボ(市町村振興)宝くじ発売

### 3の3枚目(青色)

- 【表】・夏の交通事故防止府民運動を実施します！  
・二輪車の交通死亡事故が多発しています  
・7月は“社会を明るくする運動”強調月間です  
・平成21年度南丹市人権教育講座を開催します  
・“オカリナでサマー・ファンタジー”コンサートのご案内  
・多重債務無料法律相談のご案内  
・市民と共に担うまちづくり手法検討委員会地域ワークショップを開催します

## 「ねんきん特別便・定期便」相談会を開催します

年金受給者・加入者の皆さんを対象に、すでに送付している「ねんきん特別便」、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さんに送付を開始した「ねんきん定期便」に関する相談会を下記の日程表のとおり開催しますので、お知らせします。

日時	場所
7月21日(火) 午前9時～午後5時	南丹市役所1号庁舎3階防災会議室
8月17日(月) 午前9時～午後5時	南丹市八木支所3階西会議室
9月24日(木) 午前9時～午後5時	南丹市日吉支所3階第2会議室

●持ち物 お手元に届いた「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、年金手帳など(基礎年金番号が確認できるもの)、印鑑、本人確認ができるもの(免許証や保険証など)、代理人が相談される場合は「委任状」と代理人ご自身の本人確認ができるもの  
※社会保険労務士1人で対応するため、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

◇問合せ先 京都西社会保険事務所 TEL 075-315-1829(代表)  
国保医療課 TEL (0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771) 68-0022  
日吉(0771) 68-0032 美山(0771) 68-0041

## 所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定や、福祉医療(老人医療・重度心身障害児(者)医療・母子家庭医療・重度心身障害老人健康管理事業)の受給資格判定などは、世帯の所得に基づき、算定、審査をしますので、所得がない場合も、所得申告をしていただく必要があります。所得の申告がまだの方は、税務課、各支所地域総務課(転入の方は1月1日現在の住所地市区町村)に印鑑などを持参していただき、お早めに申告を行ってください。所得の申告は毎年必要です。

### ●所得申告がまだの方で、所得申告が必要な方

- ①前年中に給与・年金以外に何らかの収入があった方
- ②前年中に全く収入がなかった方
- ③非課税年金(遺族年金・障害年金など)だけを受給されている方

※勤務先から給与支払報告書が市へ送付されている方や、非課税年金以外の年金(国民年金など)を受給されている方でその他の所得がない場合は申告の必要はありません。

所得の申告をされていないと、世帯の所得状況が正しく把握できないため、低所得者世帯に対する国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減制度や、福祉医療費受給者証の交付を受けることができませんのでご注意ください。福祉医療費受給者証・国保限度額証・後期高齢者医療限度額証などの一斉更新は毎年8月に行い、7月末に受給者証などを送付します。

◇問合せ先 国保医療課 TEL(0771)68-0011

## 8月から福祉医療費助成制度が変わります

福祉医療費助成事業のうち、南丹市独自の障害者医療制度分の内容が8月診療分から下記のとおり変更になりますのでお知らせします。

	現在	変更後
対象者	・身体障害者手帳3級および4級 ・療育手帳B判定 ・保健福祉手帳1級～3級の手帳所持者で0歳～74歳の方 ただし、65歳以上75歳未満の後期高齢の被保険者は除く	変更なし
所得限度額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する額	変更なし
窓口負担金	入院および通院ともに負担なし	通院1日1医療機関につき300円 ただし、院外処方・入院の場合の窓口負担は無し。

※身体障害者手帳1・2級の方および療育手帳A判定の方は、これまでどおり窓口負担金はありません。

※7月31日までの診療分は、従来どおり通院についても自己負担金はありません。

※お持ちの受給者証の次回更新時(平成21年8月1日)から受給者証が変わります。

◇問合せ先 国保医療課 TEL(0771)68-0011

## 食中毒から大切な家族を守って！！

食中毒予防対策をしっかり行い、食中毒を出さないよう一人一人が心掛けましょう。  
＜食中毒から大切な家族を守る6つのポイントを確実に実行しよう＞

- ①食品の買い物 新鮮なものを選ぶ、消費期限を確認して購入する
- ②食品の保存 冷蔵・冷凍保存が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫で保存する
- ③料理を始める前に 必ず手洗いをし、野菜なども念入りに洗う、きれいな調理器具を使う、調理器具を使った後は、すぐに洗剤と流水でよく洗う
- ④調理をするとき まず手洗いを忘れず行う、加熱調理する食品は十分に加熱する
- ⑤食事をするとき 食卓につく前に必ず手洗いをし、食品を室内に長く放置しないで、速やかに食べる
- ⑥食品が残ったとき きれいな器具容器を使い冷蔵庫などに保存、再加熱する

◇問合せ先 環境課 TEL (0771) 68-0015

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。